

ご意見の内容

国民健康保険税と介護保険料について、年金受給者が支払いやすいように納期を年金支給月の年6回にできないか。

町からの回答

令和5年10月17日に開催された六戸町国民健康保険運営協議会において、国民健康保険税の納期を年金支給月に設定できないかという要望があることを話題提供いたしました。

来年2月開催予定の次回の運営協議会において、現在の納期(7月から翌年1月までの7期)を見直すことに伴う課題や影響等を提示し、今後の国民健康保険税の納期のあり方を検討することとなりました。

年金受給者の皆様にとって国民健康保険税の納付が大きな負担となっていることは承知しておりますが、町全体としてどうしていくべきかを慎重に検討する必要がありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、国民健康保険税の納期の方向性が定まり次第、介護保険料の納期についても見直しを行うのか、協議したいと考えております。

※この回答は税務課で作成したものになります。

——以下 令和6年4月19日追記——

令和6年2月28日に開催された六戸町国民健康保険運営協議会において、国民健康保険税の納期のあり方についての検討をした結果をお知らせします。

協議内容としまして、

○周辺市町村の納期の現状を確認しました。十和田市、三沢市、おいらせ町、野辺地町、横浜町、東北町、六ヶ所村は、7月から翌年2月までの8期、七戸町は7月から12月までの6期となっています。

○現状では納付書発送が7月になっているが、それを前倒しすることは現実的に難しいのではないかと。

○納期を7期から6期に変更するとなれば1期あたりの納付額が増える。1期あたりの納付額が増えるということは納税者にとっても負担になるのではないかと。

○納付月を年金支給月(偶数月)に合わせるということは年金受給者以外の納税者にとっては難しいのではないかと。

以上のことから、現状のまま、普通徴収の世帯は7期(7月から翌年1月)でお願いしたい、という結論にいたりました。

※この回答は町民課で作成したものになります。